

都留市史

通史編

第二節 郡内絹の流通と谷村絹商人

一 江戸大店の郡内絹仕入

越後屋の郡内絹仕入 江戸の大店といわれる呉服屋は、京都に仕入店を構え、江戸に小売や問屋の店を構える「江戸店内絹仕入 持京商人」といわれる商人たちであった。彼らは、さきに越後屋の様子を『日本永代蔵』でみたように、「現金掛値なし」の「店前売り」の商売で繁昌していた。越後屋では、郡内絹や郡内絹も商っていたが、その越後屋の「買宿」は下谷村の磯兵左衛門家であり、この「買宿」をとおして郡内絹を仕入れていた。

越後屋の店のなかでも、「本店」の通りの向こうにあった「向店」が、木綿や田舎絹などをあつかっていた店で、郡内絹や郡内絹もこの店で売られていた。その「向店」の商売の様子を『三井事業史本篇第一巻』から少しさぐってみよう。

この「向店」における享保一四〜一七年（一七元〜三三）の仕入明細は、表六一〜一三のようであった。向店の仕入高のうち、江戸本店と江戸一丁目店からの買高と、京都からの染地下し高などが仕入れの三五〜四五パーセントを占めており、残りが、向店が各地から独自に直接仕入れていた分である。それは、郡内、山物（八王子・青梅周辺）・上州・秩父・福島・飛騨・結城・越後縮といった田舎絹と真綿で、それと練綿、木綿（大坂・勢州・尾州・三州）、布（加賀・越前）などであった。

表6-13 江戸向店の品目別仕入高

品目	享保14年		享保15年		享保16年		享保17年	
	買高	比率	買高	比率	買高	比率	買高	比率
郡内	買高	%	買高	%	買高	%	買高	%
	107,603	8.17	83,526	8.59	136,184	11.26	110,330	8.25
山上	買高	%	買高	%	買高	%	買高	%
	68,359	5.19	34,785	3.58	85,325	7.05	54,946	4.11
秩父	買高	%	買高	%	買高	%	買高	%
	75,477	5.73	70,018	7.20	55,794	4.61	49,779	3.72
福島	買高	%	買高	%	買高	%	買高	%
	24,751	1.88	1,231	0.13	16,083	1.33	11,733	0.88
結城	買高	%	買高	%	買高	%	買高	%
	9,971	0.76	1,345	0.14	9,603	0.79	3,661	0.27
真綿	買高	%	買高	%	買高	%	買高	%
	4,214	0.32	2,543	0.26	2,594	0.21	2,310	0.17
越後	買高	%	買高	%	買高	%	買高	%
	14,151	1.08	3,724	0.38	11,361	0.94	3,262	0.24
繰繰	買高	%	買高	%	買高	%	買高	%
	138,906	10.55	43,128	4.44	62,856	5.20	104,331	7.80
木綿	買高	%	買高	%	買高	%	買高	%
	94,723	7.20	140,018	14.40	85,768	7.09	118,666	8.87
布	買高	%	買高	%	買高	%	買高	%
	26,923	2.05	35,724	3.67	49,321	4.08	45,131	3.37
京下	買高	%	買高	%	買高	%	買高	%
	152,931	11.62	33,702	3.47	154,820	12.80	186,801	13.97
本店	買高	%	買高	%	買高	%	買高	%
	71,789	5.45	78,599	8.08	75,020	6.20	83,100	6.21
一丁目	買高	%	買高	%	買高	%	買高	%
	127,343	9.67	168,901	17.37	216,577	17.90	262,779	19.65
計	買高	%	買高	%	買高	%	買高	%
	379,021	28.79	264,870	27.24	234,437	19.38	283,837	21.22
計	買高	%	買高	%	買高	%	買高	%
	20,120	1.53	10,108	1.04	14,090	1.16	16,936	1.27
計	1,316,282	100.00	972,222	100.00	1,209,833	100.00	1,337,602	100.00

注 『三井事業史本篇第1巻』188頁の表。単位=銀。

表六一一三で郡内絹の仕入高（銀高）がわかるが、それは銀八三貫匁〜一三六貫匁で、山物（八王子・青梅外）や上州、秩父などの仕入高より多く、「向店」の仕入高の八パーセントから一一パーセントを占めていた。こうした「向店」の経営の実態からも、『我衣』に描かれているように、郡内絹などの安価な田舎絹を多量に仕入れて販売し、繁昌していた越後屋の様子がかがわれる。

この「向店」では、郡内絹の取扱高が高かったばかりでなく、その利益率も高かったという。享保一四年（七元）における価格の決め方は、仕入れた市札に一〇パーセントを加えて「元値段」としたが、この一〇パーセントの内訳は、旅宿その他の掛かり物が五・五パーセント、利息金が三パーセント、その他が一・五パーセントであっ

た。この元値段に、上・中・下の品質に応じた「札掛」という利益金を加えて販売したという。

郡内絹の場合、享保期、上品は一三〜一五、中品は八〜一〇パーセントの「札掛」をして販売することに改めた。この改定は、諸掛かりを引くと、利益率はほぼ一二パーセントとなり、以前より一〇パーセント近く値下げした事になった。しかし、郡内絹は人気が高く、売れ行きがよかったことから、もう一、二パーセント利益をのせて売ってもよしとしたという。この「向店」では、享保期、郡内絹や山物、上州絹の利益率を引き下げて、薄利多売の商売をさらに展開させていた。

その後、「向店」の郡内絹仕入高は、宝暦―安永期（五〜六）に銀二〇〇貫匁であったものが、天明―寛政初年（七〜八）には銀三〇〇貫匁へと増大した。寛政初年の「向店」の関東絹仕入高は、銀七〇〇〜一〇〇〇貫匁であったから、郡内絹仕入高が関東絹仕入高の三割強を占めていたことになる。

また、文化八年（二二）下期における郡内絹と山物類（八王子・青梅）の「向店」での仕入高は、次のようであった。

八王子	銀一四貫八五六匁
青梅	銀四九貫一三五匁
谷村	銀九一貫六六九匁
鶴川	銀四一貫八四匁

これを見ると、郡内絹は谷村と鶴川で、また山物類は八王子と青梅で仕入れていた（『三井事業史本篇第一巻』四三八頁）。この文化八年の仕入高は、八王子が谷村を圧倒しているが、鶴川（上野原）を加えると一三二貫となり、郡内絹の仕入は八王子を越えた仕入高となる（ただし上野原へは津久井の絹織物も集荷されていた）。八王

子の「市」へは、八王子西北部と相州津久井などで織られた絹が持ち込まれていた。

越後屋の買入方手代は、八王子・青梅・谷村・鶴川・殿上などを行き来して、郡内絹や八王子・青梅の絹を仕入れていた。また、それぞれの土地には「買宿」をおき、その「買宿」をおして絹を仕入れた。青梅には奥野忠左衛門・小林十右衛門を、八王子には井田林右衛門を、そして郡内谷村には磯兵左衛門を、殿上には佐藤嘉兵衛を、鶴川には川幡四郎右衛門を「買宿」としていた。この「買宿」とは、はじめ越後屋などの大店の手代が絹を仕入れに来たとき、宿泊する宿を提供したことからついた名称であるが、次第にその宿が絹の買い集めを委託されて口銭をとるようになったものである。

ところで、越後屋の向店会所における寛政四年（一七五三）の「仕法書」によると、市の立つ日は、青梅が二、七日、八王子が四、八の日、郡内の上野原が一、六の日であった（『三井事業史本篇第一巻』）。そして、谷村には江戸時代には市が立っていなかった。谷村の「市」については、幕末の安政二年（一八五五）に、上下谷村に絹や生糸、繭などの市場再興を願う願書が、十日市場村より上の二八か村と平栗村・宮谷村（大月市）を加えた三〇か村から出された（近世Ⅱ四〇六）。しかし、江戸時代には実現しなかったようで、市が立つようになったのは明治初年のようである。それは、大幡の安田家の「絹之通」に、明治三年正月二日と、同年三月二七日に、絹の「市売り」が見えるので、この時には市が立っていたことがわかる。

大丸屋の郡内 大丸屋の郡内絹仕入れの「買宿」は、上谷村新町の銅屋であった。大丸屋は、享保二年（一七二一）絹仕入高推移 ㉮ に京都伏見京町に初代下村彦右衛門が呉服店を開設したのにはじまる。その後、享保一年（一七二〇）には、大坂心斎橋筋に共同出資の小店を出し、同一三年には名古屋に尾州店を開き、同一四年には京都柳馬場姉小路に仕入店を出した。そして、享保十九年（一七四四）には、西陣物仕入れのために京都上之店を今出

川大宮に設けた。そして、その二年後の元文元年（一七六一）には、総本店を東洞院舟尾町におき、柳馬場の仕入店を吸収した。このように、大丸屋は京都を中心に商売をしていたが、その後、寛保三年（一七四三）になって江戸店を出した。江戸への進出は越後屋や白木屋に比べると遅かったことになる。

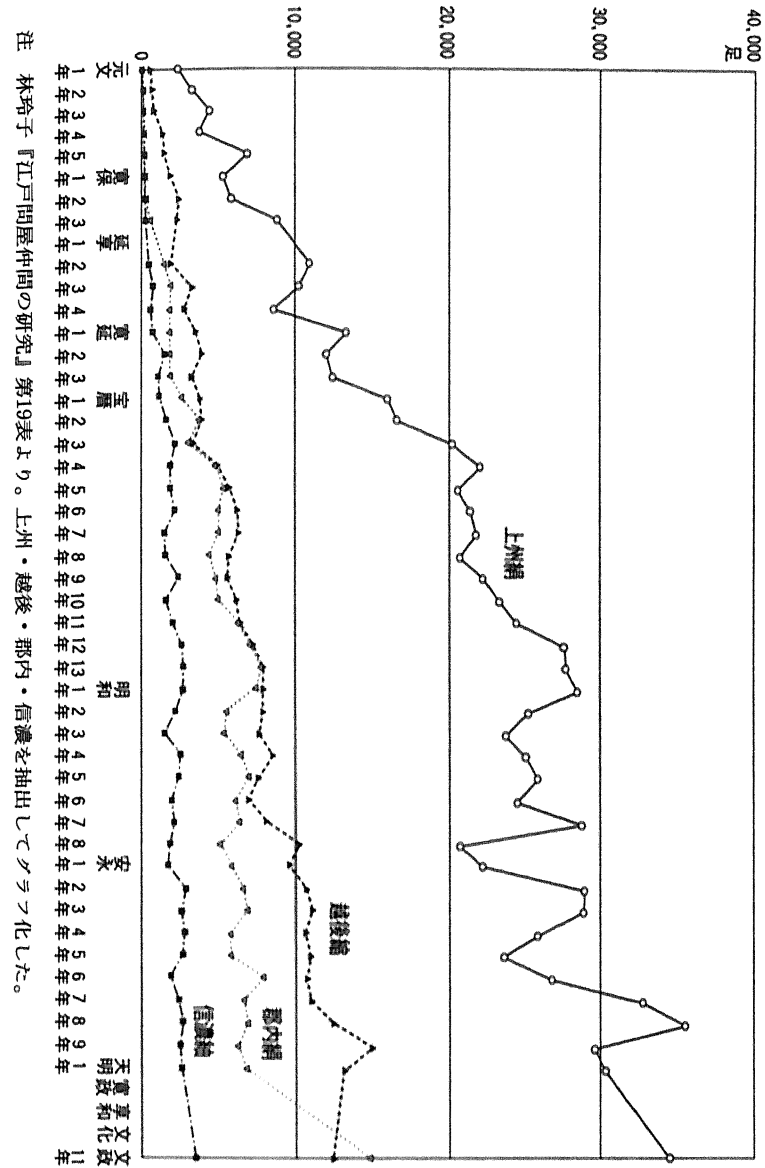
図六一は、林玲子氏の『江戸問屋仲間の研究』から、大丸屋が全国各地から仕入れた絹織物のうち、郡内絹・上州絹・越後縮・信濃縮の四か所を抽出して、その推移を示したものである。この図六一から、大丸屋が郡内谷村から絹織物を仕入れていた仕入高の推移をみることにしよう。

郡内・上州・越後などから仕入れた絹や縮の推移は、延享期（一七九四～一七九六）以降ほぼ同様の増加傾向を示している。だが、信濃縮仕入の推移は、宝暦期以降においてもほとんど増加していない。こうした大丸屋が仕入れた地方絹の増大は、大丸屋の経営の発展でもあるが、それはまた、その地方の絹織物生産の発展をも示しているといえよう。大丸屋の郡内絹仕入れは、宝暦期から仕入高が上昇しているが、これは、この時期から郡内絹の生産がさらに発展したことを推測させる。

大丸屋の郡内絹仕入をみると、大丸屋は江戸進出以前から郡内絹を仕入れていたが、元文元年（一七六一）にはわずかに九八疋しか仕入れてなかった。そして、大丸屋が江戸に進出したのは寛保三年（一七四三）であったが、その後の宝暦元年（一七五五）には郡内絹二六八〇疋を仕入れ、明和元年（一七六四）には七三六〇疋を仕入れ、次第に郡内絹仕入を増加させている。しかし一方、上州絹の仕入は、元文元年には二五五〇疋、宝暦元年には一万五八七〇疋、明和元年には二万八三四〇疋と、郡内絹よりもその仕入れ高を伸ばしている。

ともかく、こうした江戸大商人の郡内絹をはじめとした、田舎絹仕入高が順調に伸びたことが、郡内や八王子、上州などの農村絹織物業をさらに大きく発展させたことは間違いない。

図6-1 大丸屋の郡内絹など仕入高推移



注 林玲子『江戸問屋仲間の研究』第19表より。上州・越後・郡内・信濃を抽出してグラフ化した。

二 谷村の絹商人と絹運上仕法替

越後屋や白 越後屋の「買宿かひど」をしていた下谷村中町の磯兵左衛門家は、屋号を江州屋えいしゅうやと称したが、同家は現木屋の買宿 在谷村になく、その史料も残されていない。そうしたことから、買宿としての江州屋の経営がどのようなものであったか明らかにできない。そこで、地元の諸家にわずかに残された史料から、江州屋（磯家）と越後屋の関係をみていこう。

そのひとつに、安永八年（一七九）、磯家が越後屋から二五〇両の借用と三〇両の合力をうけた時の証文がある（近世Ⅱ三九八）。これによると、この時期、磯兵左衛門は資金繰りに困り、田畑や家まで質入れて金子を都合した。だが、それでも借金返済には足りず、越後屋に頼み年五分の低利で二五〇両を借用した。当時の利子は、年一割五分から二割がふつうであったので、きわめて低利で借用したことになる。しかもそれは、年一二兩二分ずつを二〇か年賦で返済するという有利な条件であった。そればかりでなく、外に三〇両の合力金（施し金）も受け取っていた。こうした越後屋の磯家への援助は、それまでの長い間の取引に裏付けられていたのであろうが、磯家がなぜこの時期、経営が困難となっていたかはわからない。

その後の天保一二年（一八二）になると、磯兵左衛門は眼病を煩い、伴まがねも一五歳で家業を継ぐことができなかつた。そのため、越後屋の買方を一〇か年間、小泉武七と瀧本栄助に任せたいという書状を送っている。この書状によると、小泉武七は、大丸屋の買宿である銅屋与次右衛門方に、幼少の時から一五年間も場造ばうぞうとして抱えられていた者であり、天保九年（一八三）にはそこを辞め、磯家の近くに居住していた。そのため、すでに磯家の場造

同様のことをしていた。また、瀧本栄助は絹の目利きもよく利き、実直なる者なので、買宿の名目は磯兵左衛門としたまま、実質的な絹買方は小泉武七と瀧本栄助に申付けてほしいとしている。このことが越後屋に聞き入れられたとみえ、のちの史料によると、安政元年（一八五〇）まで小泉武七が買宿を勤めたことがわかる。そうすると、一〇年以上、小泉武七が磯家に代わって越後屋の買方を勤めたことになる。

磯兵左衛門は、安政二年（一八五五）になると、大幡村市右衛門から資金を借りて、再び越後屋の買宿をはじめた。しかし、越後屋への絹の買次に手回り兼ねるといふことで、借金をした大幡村市右衛門に越後屋への絹の継送りを依頼している（近世Ⅱ四〇五）。このように、安政二年（一八五五）年には、再び磯兵左衛門は越後屋の買宿をはじめたが、その経営と資金繰りは容易でなかったようである。

ところで、江戸の白木屋の買宿は、下谷村中町の安富弥三郎が勤めていた。白木屋初代彦太郎は、寛永一三年（一六三六）、江州長浜村（滋賀県長浜市）に生まれ、材木商の家で養育され、一七歳の時の慶安五年（一六五〇）、京都に材木店を開店した。その後の寛文二年（一六六二）に江戸で小間物店を開店し、しばらくして呉服を商うようになった。白木屋が上州絹をはじめて仕入れたのが寛文十一年（一七二〇）で、このころから呉服を扱うようになった。そしてまた、郡内絹をはじめて仕入れたのが貞享三年（一七二六）であった（林 玲子『江戸間屋仲間の研究』）。

この白木屋の郡内絹仕入れ当時から、谷村での買宿が中町の安富弥三郎家であったと思われるが、延享三年（一七二六）、安富家が白木屋から恩借した史料が残されている（近世Ⅱ三九六）。白木屋の買宿であったことから、安富家は屋号を「白木屋」と称した。この白木屋は現在谷村にない。

延享三年一〇月、安富弥三郎は、白木屋から一二〇両を恩借しているが、これは無利子で一〇か年賦で借出し、年に一二両ずつ返済するというものであった。この恩借がどのような目的で借りられたかわからないが、よんどころない入用のためだとしている。

その後も、明和八年（一七七一）には九四両を無利子で一五か年賦で借りており、また、寛政一二年（一七九九）にも、家業取替のため一五〇両の借金を依頼している（甲州文庫）。そしてまた、文政四年（一八二二）正月になると、安富七兵衛は白木屋との買宿継続を願っている（近世Ⅱ四〇〇）。これは、白木屋の買役が今年から安富家に来ないという連絡をうけたことによる。そうになると、谷村で外の者に買宿を申し付けるのではないかと心配して、買宿の継続を願ったものである。そうなるのは困るので、これまで絹一疋につき銀五分五厘の口銭を、銀三分に引き下げるので、取引を継続してもらいたいとしている。この後、白木屋との取引が続いたかどうかかわからないが、安富家は明治初年には「旅人宿」へと商売を変えている。

谷村の絹買継 こうした買宿は、たんに越後屋や大丸屋、白木屋などへ絹の買継をしたばかりでなく、絹問商・仲買商たち 屋へと商業活動を広げていっていた。谷村の買宿や絹問屋の史料が発見されていないため、買宿や絹問屋の商売の実態を明らかにすることはできない。しかしながら、残された史料から、谷村での絹取引や流通について多少検討してみよう。

さきにも触れたように、江戸の本店は谷村に買宿を置いて、そこから郡内絹や郡内絹を買い集めていた。そうした買宿以外にも、谷村には絹の間屋や仲買人が出現し、その買宿や問屋のもとで、村を回って絹を買い集める「場造」なども活躍していた。

たとえば、天保三年（一八三二）、絹問屋などが郡内の絹取引のルールを決めた「議定連印帳」には、絹問屋として上谷村新町の銅屋与次右衛門・今木屋清七、下谷村中町の嶋屋利八・磯兵左衛門・白木屋七兵衛・横山忠右衛門の名がみえる（近世Ⅱ四〇二）。

表6-15 安政3年(1856)郡内産物買継仲間

名	前	名	前
小泉武代兼	鍋屋与次右衛門 江州屋所四郎 宮下六兵衛 銅屋与兵衛 嶋屋利八衛門 安富七兵衛 磯兵左衛門 土肥伝右衛門改中 岡部政右衛門兼小	岩田左兵衛改	柏木弥兵衛 中村善次郎 堀内伊三郎 志村佐兵衛 加賀見茂右衛門 川村善兵衛 糸屋元四郎 上原四郎左衛門 蜂須賀平兵衛 川端四郎右衛門 小林徳右衛門 鈴木縫兵衛 小泉斧右衛門 小林字右

注 近世II407より作成。

三)の「場造証文」には、つぎのような内容で契約が結ばれていた。

一安右衛門は、確かなる者であるので場造に召し抱えられた。然上は指図次第に違背なく、御買物(絹買)を第一に致し、御家法を守り、借用は一切致さず、且つ日毎の持出金は一日限りに勘定をし、借用しても

表6-14 天保11年(1839)江戸十組呉服問屋への絹買継郡内仲間

名	前	名	前
磯兵左衛門 銅屋与次右衛門 嶋屋利八衛門 今木屋武七衛門 渡辺覚右衛門 熊沢伝右衛門 蜂須賀平兵衛 小林徳右衛門		鈴木縫藏 林屋四兵衛 小泉斧兵衛 鈴木所助 川嶋四郎左衛門 岡部惣兵衛 加賀見只茂 河内屋茂助	

注 近世II403より作成。

買い継いでいた。

さらに幕末期の安政三年(一八五二)になると、郡内産物(絹)買継仲間には、銅屋与次右衛門をはじめとして、表六―一五にみられるような二九名の仲間となっていた。この表にみえる岡部政右衛門は、相州津久井県日連村勝瀬(現相模湖湖底)の商人で、手広く商売をしていた人物であった。その岡部政右衛門の代わりに、小林藤左衛門が谷村で買継商をしていた。

一方、村のなかにも絹仲買商が形成されていた。そうした仲買商は谷村の買継商よりも、当然商う絹の数量は少なく、商売の規模も小さかったであろう。そうした郡内村々の絹仲買仲間のメンバーは、安政四年(一八五三)の「議定連印帳」(近世II四〇八)によると、大柗村(上野原町)の一人をはじめとして、鳥沢村一人・猿橋村一人・花咲村九人・真木村六人・間明野村一人・田野倉村三人・四日市場村二人・谷村四人・大幡村三人・下初狩

また、天保十一年(一八三九)、江戸十組呉服問屋へ郡内絹を買い継ぐ郡内仲間には、表六―一四にみられるように、磯兵左衛門(中町)・銅屋与次右衛門(新町)・嶋屋利八(中町)・今木屋武七(新町)・林屋宇右衛門(横町)・渡辺覚右衛門(横町)・熊沢屋伝右衛門(新町)・小林徳右衛門・蜂須賀平兵衛(真木)・鈴木縫藏・林屋四兵衛・小泉斧兵衛(七保)・鈴木所助・川嶋四郎左衛門・岡部惣兵衛・加賀見只七(明見)・河内屋茂助など一七名がいた(近世II四〇三)。谷村以外の人たちの村名は、わからない人たちが多い。だが、こうした一七名の買継商人が江戸十組呉服問屋へ郡内絹を

村七人・中初狩村三人・初狩村二人・阿弥陀街道村一人がいたことがわかる。そして、真木村や中初狩村、花咲村には、問屋平兵衛・問屋徳右衛門などと、問屋と肩書きした者の名もみえる。こうした者は、多少大きく絹仲買をしていた者で、絹問屋を兼ねていたであろう。それは、真木村や初狩宿、花咲宿などの絹織りの盛んな地域や宿場にみられたことからもうかがわれる。

絹買宿・絹 谷村の買宿や絹問屋のもとでは、問屋と場造「場造」といわれる者が村々を回って絹を買い集めていたが、場造と問屋とは相対で契約して問屋に抱えられていた(天保三年「議定連印帳」近世II四〇一)。

下谷村中町の買宿白木屋(安富)と下谷村の場造安右衛門との間で取り交わされた、文化四年(一八〇

出入なくその日の内に済ませること。

一 網の買入れは、縞柄・風合悪しき品は買わず、値段が高くて引き取られなかった品は、早速に外へ売り払い、御損を掛けない様に済ませること。

一 御公儀よりの御法度の趣や諸勝負などはしないこと。

一 江戸問屋より申し越しの御誂網や急入用の網など、無届にて差し送ることは慎み、御指図をもってすること。

一 買場への持出金銭などは、御出立のみぎり不勘定であれば、請人が引き受けて勘定を済ませること。

とある。この契約証文にみられるように場造は、縞柄や網の風合をみる目を持っていなければならなかった。

そして、柄や風合が悪い品を買取り、問屋に損をかけてはならないとある。また、問屋からの持出金と買った網代との勘定を一日ごとに行うことが義務付けられていた。場造と問屋との勘定で問題が起これば、請人（保証人）がその勘定を清算しなければならなかった。なお、江戸の問屋との直接取引をしてはならないとしてもいい。これは、そういう可能性や機会が場造にはあったのであろう。場造が江戸問屋と直接取引をしては、買宿の存在する意味がなくなり、買宿の口銭にも響いたから、そうした契約条項が一項入っていた。

こうした契約を取り交わして場造は、村々の農家から網を買集めていたが、時には引負金を生じさせて、出奔してしまふ者もいた。たとえば、宝暦五年（一七五五）、下谷村の場造幸七は、中町の白木屋の場造を二年ほどしていたが、その夏に多分の引負金を生じさせて伊豆へ出奔してしまつた。そのため、姉や請人、証人などが引負金を清算するというで引戻し、再び場造として契約した一札が残されている（近世Ⅱ三九七）。

ところで、越後屋の買宿は、近世後期には殿上（大月市）と谷村、鶴川（上野原町）とに三軒あったが、買宿には場造が二人おり、それらの者が三、四日に一度、網を七、八疋ほど買宿に持ち込み、買宿はそれらを一疋ずつ値段をつけて買い取るようになっていた。またべつに、越後屋の買方役が坪買もおこない、場造の「ふせ機」で網を買うこともおこなつたという（『三井事業史』本篇第一巻）。坪とは、網を織っている所をいい、そうした坪を回って網を買集めることを坪買という。また、「ふせ機」とは、場造が生糸を渡して織らせていた織屋をいうが、そうした場造の生糸前貸しによって織らせていた織屋から越後屋の買方役が網を買うこともあったようである。

谷村網問屋・場造・ 谷村の網問屋は、天保三年（一八三二）一月、当郡の産物である網の取引について、二二仲買商の網取引議定 各条にわたる議定を作成している。そこでは、まずはじめに、御公儀の御法度を遵守することを挙げているが、これは諸種の議定にみられる慣例的な条項である。実質的な議定内容の内、重要な条項を示すと以下になる。

- 一 網運上札の取扱いにおいては、抜札や隠札などがあってはならない。
- 二 問屋・仲買ともに年行司を設置し、年番で年行司を勤め、網取引の諸事を改める。
- 三 総仲間の参会は、春秋彼岸の十日前に、その年の行事方へ寄合ひ評議する。
- 四 問屋で場造を抱えることは、相対のことであるが、場造と契約したときは会合の席で仲間へ披露する。
- 五 仲間のうちで博奕をする者があれば、早々に仲間で見解を加える。それでもやめない場合は、年行司へ話し、仲間から除外する。そしてまた、売女や芸者などの口入や渡り者の世話などをしてはならない。
- 六 押売・押買は、前々より停止であり、また、せり売・せり買もしてはならない。
- 七 問屋売りの者は、店先で仲間売買や差引勘定をしないようにする。

八 差引勘定は正確におこない、算用違いがないように心掛ける。
 九 坪方（機を織ってる所）より絹を買う時、お互いに親子同様に心得て、時の相場で安からざるように買取
 る。

一〇 諸織物のうち、盗品・廻り物の類は、ずいぶん念を入れて買う。

一一 売先・買先にて礼儀を尽くして付き合ひ、喧嘩・口論などが起きたときは、手を出すようなことをしては
 いけない。その場にいる者が取り鎮め、解決がつかないときは、町方年行司のところ意見を加えて解決
 する。

一二 きずや星入の絹、短尺の絹は、ことわりなく売買してはいけない。売方がきずを知らずに売り、買方から
 差し戻された場合、元のきずであれば引き取る。

一三 場造のなかには、買い集めた絹を契約している問屋へ売らず、別の問屋へ売る場造もあるが、こうした不
 埒な場造が出ないようにする。

一四 問屋や仲買が注文を受けて織元へあつらいおいた絹を、横合から買い取ってはいけない。

一五 近年尺不足の絹を織る織屋があるが、こうした絹を買い取ってはいけない。

一六 黒八丈をのぞく、絹類・縞・無地絹のなかには、近年新規の蕨粉を入れて目方を増量して織出す者がある
 が、こうした絹も買い取ってはいけない。

一七 買場へ風呂敷を置いて、隣家へ絹買いに回っていたとしても、そこへあとから行った者が、その織屋から
 絹を買い取ってもかまわない。

一八 諸国から絹を買いに入ってくる商人はもちろん、仲間内にも、取決めを破る者は、たとえ問屋の場造で
 あっても、行司よりきびしく申し付け、売買させないようにする。

このように、天保三年には、多岐にわたる絹取引に関する取決めをしている。これは、前年に絹運上問題が決
 着をしたことから、こうした議定が作成されたのであろう。そのため、まず第一に、運上札の取扱ひのことが決
 められているが、この議定内容は、短尺や蕨粉を入れた不正な絹織を防ぐとともに、場造の不正な取引を禁止し、
 問屋・仲買の絹取引を守ることに主眼が置かれている。そして、問屋と仲買が年行司を置き、絹取引の全般を取
 り締まるとしているが、管見のかぎりでは、この時から問屋・仲買の仲間が形成されたと考えられる。そして
 この年、年行司となったのが、上谷村の銅屋又兵衛と下谷村の糸屋元四郎、仲屋佐助の三人であった。

ところで一七に、買場へ場造が風呂敷を置いて、隣家へ絹買いに回っていたとしても、そこへあとから行った
 場造が、その織屋から絹を買い取ってもかまわないとしている。こうした風呂敷を置いて、別の隣家へ絹買いに
 回る場造は、あとを絶たなかったとみえ、安政四年（一八五）の織物短尺・蕨粉入りの絹取引を禁止した議定に
 も、そうした風呂敷置ききの絹買いを禁じている（近世Ⅱ四〇八）。

江戸十組呉服問屋仲間 江戸十組呉服問屋仲間は、郡内絹を仲間以外に販売したり、江戸を通過して外へ販売
 の規制と郡内買継仲間 する「打越」の郡内絹があるとして、取締りをきびしくするようにと、郡内の絹買継
 商人へ申し入れた。それに対して、江戸十組呉服問屋へ絹の買継ぎしていた郡内買継仲間は、天保十一年（一八
 〇）七月、「議定連印帳」を作成して対処した（近世Ⅱ四〇三）。その「議定連印帳」では、一〇か条の議定をして
 いるが、その主要な議定はつぎの二点であった。

- 一 趣意金として一か年五両ずつを、今年より二〇か年間、江戸呉服問屋に支払う。
- 一 仲間鑑札を定め、札なき荷物は江戸呉服問屋へ送らせない。

ここで、趣意金として五両を江戸呉服問屋へ支払うことが、いかなる理由であるのかわからないが、江戸で無株の呉服商や「打越」に郡内絹を販売するのを容認してもらったことによるのであろうか。この議定は、同時に郡内の江戸十組呉服問屋仲間への買継仲間（一七人）を結成させることとなり、江戸十組呉服問屋と郡内買継仲間との結びつきは強くなった（表六―一四参照）。郡内買継仲間以外の「札なき荷物」は、江戸十組呉服問屋へ送らせないという、仲間特権料として年々五両が支払われたとも考えられる。

しかし、こうした議定をした翌天保一二年、江戸十組呉服問屋は、ほかの株仲間と同様、天保改革時に発令された株仲間解散令によって解散させられた。そしてその後、嘉永四年（一八五二）に株仲間の再興が許された。

そうした経緯を経た後の安政三年（一八五二）、郡内の産物（絹）買継仲間は、江戸の呉服問屋仲間へ対して、郡内産の絹織物は郡内の買継仲間以外から買わないようにと申し入れている。その理由は、郡内に他国・他領より入り込み、郡内絹を仕入れ、それを江戸で売りさばく者があるからとしている。それ故、そうした者から買わないでほしいと、江戸呉服問屋行司へ申し入れている（近世Ⅱ四〇七）。それは、郡内の買継仲間が結束して、他地域から入り込む絹商人の活動を規制しようとした動きであった。それまでは、相州津久井など、他地域から中小の絹買人が入り込んで商売していたから、彼らのなかには、江戸へ販売する者もいたのであろう。

この申し入れには、「産物買継仲間」二九名の名がみえるが、そのなかには、津久井県日連村勝瀬の岡部政右衛門の代理で絹を買い継ぐ小林藤左衛門の名がみえる。この外、小泉武代兼宮下六兵衛の名もみえ、代理で絹商売をする者の名が二名みえるが、これは、郡外の絹商人を排除する「産物買継仲間」ができたことによるのであろう。その買継仲間の人数は二九名を数えた（表六―一五参照）。これは、さきの天保一一年（一八四〇）の買継仲間一七名より一二名増加している。

村の絹商人と他 加畑村の次郎左衛門（森嶋家）は、絹商人であったが、同家に残された文書から、同家の商国旅売り絹商人 業活動の一端がわかる。たとえば、文化一〇年（一八三三）七月、次郎左衛門は、絹代金の支払いを求めて下谷村中町の「買宿」七兵衛を訴えている。七兵衛は江戸の白木屋彦太郎の「買宿」を勤めていたが、白木屋の下代藤蔵がほしがっている絹織が不足していたため、加畑村の次郎左衛門に都合してほしい依頼をした。そのため、次郎左衛門は絹織六疋を七両三分二朱と銭二貫文で都合してやった。しかし、その代金を払ってくれないとして訴えているのである。

また、文化一四年（一八三七）六月には、次郎左衛門は、京都二条家への呉服御用出入を願っている。だが、これが許されたかどうかかわからない。次郎左衛門は、京都・江戸・大坂などとの取引はもとより、越後・信州・奥州方面にまで人を遣わして販売していた。そのためこの時期、商売の都合から、京都二条家への呉服御用出入を願ったのであろう。そして、同年一二月には、中初狩村武右衛門より江戸得意先店一五軒と取引する権利を一七〇両で譲り受けている。その契約証文のなかには、駿河町の三井八郎右衛門（越後屋）や日本橋の白木屋、芝口松坂屋、本郷伊豆蔵などの大店も含まれていた（近世Ⅱ四一二）。

そうした手広い郡内絹販売のなかで次郎左衛門は、京・大坂方面での絹販売代金を郡内へ送金しなければならなかった。一方、阿波在住で沼津宿に店を持っていた鹿島屋甚太郎は、阿波特産の藍玉を郡内などの紺屋へ販売していた。したがって、その藍玉代金を大坂へ送らなければならなかった。こうした二人の間で為替の取組みが契約されたが、次郎左衛門側の決済が滞り、文政六年（一八三三）には、その支払を求められてもいる（近世Ⅱ四一三）。

この加畑村次郎左衛門や中初狩村武右衛門のように、谷村以外の村方でも、手広く絹商売をする商人が形成さ

れてきていた。そしてまた、村方には、彼らよりも小規模な網商売をする網商人たちも沢山形成されていた。

たとえば、元治元年（一八六〇）、農間織物商い渡世をしていた田野倉村友七と与繩村与兵衛に訴えられた、下谷村の庄蔵は、郡内網の「江戸表持出商」いをしてきた者であった。その庄蔵に二人は熨斗目網四五疋の販売を依頼したが、その代金を支払ってくれないとして、庄蔵を訴えている。その庄蔵は、江戸でその網がうまく売り捌けなかったため、江戸でそれを一〇〇両で質入れして帰ってきてしまった。そのため、販売を依頼した二人は、それを請戻そうと更に三疋を庄蔵に持たせて出府させたが、それも含めて質屋へ渡してしまったという。そこでその代金の取戻しの訴訟となったが、その訴訟から、当時、江戸へ郡内網を自分で持ち運んで売り捌く、小さな網商人が谷村にはいたことがわかる。だが、その商売とて容易ではなかったことがうかがわれる。

そうした「江戸持出」しの小さな網商人の外にも、網を他国へ「旅売り」に出かけた網行商人が沢山いたと思われるが、その実態は明らかとならない。だが、「旅売り」の様子が明らかとなる事例を多少紹介しておこう。

たとえば、上谷村政五郎の鞆文八は、さきの加畑村次郎左衛門のところから網を借り受け、北国辺への旅売り渡世をしていた。そうした他国で網の旅売りをする者の得意先は、富山の薬売り同様に、得意先回りの権利が売買されていたようである。年号がない文書であるが、境村の者で、東海道筋で旅売りをしてしたが、その者が休業するということで、その得意先と売掛金の残金八六〇両の帳面を譲り受けている例がある（近世Ⅱ四二〇・四一六）。こうした郡内網の他国旅売り商人は村々に相当いたものと考えられる。

網運上仕法替 郡内網の生産・流通に対して、運上金が課せられたのは、秋元家が谷村藩主であった時代からと打ちこわしであったが、その実態は詳かでない。

『秋元家甲州郡内治績考』に収録された「旧家断絶記」にある大友理左衛門の説明に、網運上が実施される以前、この者が各家臣の家に抱えられた網師より、網一疋につき銀五匁の割合で冥加金を受取る役をしていたという。当時、家臣に抱えられた網師がいたことも興味深いが、この網一疋につき銀五匁という冥加金の額は高いと思える。それは、「旧家断絶記」が後の記録であることによるのであろうか。

その後、秋元時代の網運上については、元禄六年（一六九〇）一〇月の史料に、網一疋につき銀七分、山網・紬一疋につき銀三分五厘の運上金を網買人から上納させたとある（近世Ⅱ四二四）。そして郡内が、秋元領から幕領にかわった宝永二年（一七〇五）、江戸深川の大田屋惣兵衛と京橋の宮川屋甚左衛門らが、年一六五〇両の運上金を納める代わりに、網・紬・縞の買取問屋を谷村に開かせてほしいと願っている。また、同年には、浅草茅町の八幡屋喜平次外二人が、同じように買取問屋の開設を願っている。その願書には、七か年以前に松屋善介が「買所」を開いたが、すぐに廃止となったとある。秋元領から幕領へとという支配替わりの時期に、こうした網買所の開設を願う商人たちのうごきがみられた。それに対して郡内の村側では、それに反対するうごきがみられ、網買所の開設は認められなかった（近世Ⅱ四二五・四二六・四二八）。

その後、享保九年（一七三四）から上谷村の伝七が網・紬・登糸などの運上を二三五両二分で請負う、請負人が登場するが、幕領時代に入って、いつからこの網運上請負人制度ができたかわからない。この網運上請負人制とは、網は金一両につき一二九枚の運上札を、紬は金一両につき二五八枚の運上札を、上野原方面の二七か村を除く郡内七八か村から網を買取る商人に販売し、その販売額と、あらかじめ請負って上納した運上金額との差額が請負人の儲けとなる制度であった。

こうした網運上請負人制度は、はじめからうまくいったわけではなかった。享保九年に請負った上谷村の伝七は、享保一四年（一七三九）に運上額の減額を願って認められている（近世Ⅱ四二九）。その後の網運上請負人も、

年期が来ると別人に代わり、実際の予想と網取引の違いから、請負金額の見込み違いが生じて運上金額の減額をしばしば願っている。したがって、こうした綱運上請負人制度はうまくいっていたとは言えない。

そうしたなかで文政一二年（二三元）、代官所は、黒八丈や七々子が無運上であるのはなぜかということを村方へ尋ねた。そしてまた、村々での機具台数の調査も命じた。こうした代官所のうごきは、黒八丈や七々子へ運上を課すのではないかと疑惑や、機台数に応じた運上を課してくるのではないかという疑いを村々の農民に抱かせた。したがってそれを契機に、郡内の村々に綱運上仕法替に反対する大きな運動を引き起こすこととなった。

文政一二年（二三元）六月、上下谷村や下暮地村、加畑村、朝日馬場村、小沼村などの名主が代表となった惣訴では、これまで綱運上請負人が請け負ってきた二五二両二分の運上金を、村方で請負う「村請」で上納したいと願った。そして、その二か月後の八月には、下暮地村外三六か村は機具台数に応じた運上賦課に反対する願書を提出した。すなわち、上郷三七か村は機具数に応じた運上賦課に反対し、これまでの運上額を「村請」で上納したいとした。だが、それに対して下郷三五か村は、機具台数調査の上で運上を賦課してもらいたいとした。こうして郡内の綱運上村々は、二つのグループに分かれて綱運上仕法替反対運動を展開することとなった。そうしたうごきのなかで上谷村は、どちらにも同調しないとした。そのため、上谷村・下谷村・上郷・下郷は、それぞれに分かれて四通の願書を提出した（近世Ⅱ四四一・四四二・四四三・四四四）。

そうした綱運上仕法替反対運動のなかで、文政一二年九月二〇日、上谷村名主源太夫・名主宗左衛門・年寄甚右衛門の三軒が打ちこわされるといふ事件が起こった。

この打ちこわしにあたっては、上郷の鹿留村・夏狩村・十日市場村・上暮地村・下暮地村・倉見村・境村・小沼村の八か村が夏狩村の宝鏡寺に集まり、それから上谷村へ押し寄せた。その数は、これらの村々の機を織る農民およそ二〇〇〇人で、彼らは、声をあげたり、竹貝を吹いたり、鉦や太鼓をならしたりして、手には斧・鎌・鉈・丸太などを持って上谷村へ押し寄せ、名主源太夫外二軒を打ちこわしてた。

この打ちこわしの理由は、綱運上請負人であった年寄甚右衛門が運上額の減額を願ったことから、綱運上仕法替が実施されることになったとして、運上請負人甚右衛門宅を打ちこわした。それに加えて、名主二人宅を打ちこわしたのは、甚右衛門の願書に二人が奥印をしたから、それが代官所へ提出され、運上仕法替となったという認識からであった。江戸時代、代官所への願書を提出する場合、名主の奥印がないと受け付けられなかったから、願書には名主の奥印が必要であった。

この打ちこわしでは、一番の糾弾対象であった運上請負人甚右衛門宅の被害状況はわからないが、名主宗左衛門宅は、表通り扉一か所、戸一本、壁四か所、蹴込二挺、障子一本が打ちこわされたと報告している（近世Ⅱ四四五）。そして、この事件の処罰は、鹿留村外六か村へは過料銭四六貫文が申渡され、宝鏡寺の光潤へは「急度御叱り」が申渡され、一人の者へは過料銭三貫文が課せられた。そしてまた、事件後逃亡した二人へは「永尋」が申渡された（近世Ⅱ四四八）。

こうした打ちこわしの後も、上郷三七か村と下郷四一か村に分かれて、それぞれ運上仕法替反対運動がつけられ、訴訟運動が繰り返された。打ちこわしの主体となった鹿留・夏狩・十日市場・上下暮地・小沼・倉見村などは、上郷三七か村の訴訟メンバーとなっていた。このグループの文政一三年（二六〇）七月の願書では、昨年八月、勘定奉行所で、上郷三七か村は二五〇両の運上を「村請」にすることに応じたが、一方下郷は四一か村は一五〇両の運上額であり、上郷・下郷で差があるから、運上額を減額してほしいと訴えている。

このように、綱運上仕法替はなかなか決着をみることなく、その後もそれぞれのグループで訴訟運動が繰り返

された。そして、天保二年（一八三二）二月になって、「絹運上仕法立議定連印証文」が作成されて、仕法替の一つの指針が示された。それは、郡内の絹運上村々七八か村の絹運上額を五〇両減額して三五〇両とし、織出す絹袖の足数を三年間調査して平均を出し、それにもとづいて上郷三七か村と下郷四一か村に割り当てるというものであった。そして、幅八寸以上の絹織物は、何品に限らず運上札一枚とし、一両につき一二九枚の割合で運上を課するということであった（近世Ⅱ四四九）。

こうした仕法替の指針に対して、今度は鹿留村外一〇か村が反対した。また、郡内の問屋も運上札買取りを拒否するうごきをみせた。一方、古川渡村外三〇か村は、同年四月、以前の絹足数調査では虚偽の足数を申告した村もあるので、来年、新たに足数調査した上で運上額を割り当ててほしいと願いだした。そして同年六月になると、今度は古川渡村外二八か村で、絹袖の織出し足数を正確に調査し、以前のように絹買商人から運上を取ってほしいと願いだした（近世Ⅱ四五〇・四五一・四五二）。

こうした訴願運動の結果、三年が経過した天保三年（一八三三）四月になって、ようやく絹運上仕法替は決着した。それは、幅九寸以上の絹は金一両につき運上札一二九枚、幅九寸以下の絹と袖は、金一両につき運上札二五八枚の割合で運上を納めるというものであった。そして、全体の運上額は三五〇両とし、これを村々の両三年来の織物足数で割り、その額を村々で請け負う「村請」とするとした。こうして「村請」の絹運上額が決まり、その額を村々が毎年上納する。そして村方では、村に絹を買いにくる商人へ名主が先の割合で運上札を売り渡し、その絹買人から運上札代を受取る。その受取った運上札代と定額の「村請」運上額との差が生じた場合、運上札代が多ければ村方の儲けとなり、その場合は、その額を村民の織出足数に応じて割戻すとした。また不足した場合、村民に割掛けて徴収するとした。たとえば、天保五年（一八三四）に割戻しをした帳面が与繩村には残されていない

る（天保五年「絹袖御運上札代金御割返之上小前割賦帳」甲州文庫）。

このようにして、絹運上仕法替反対運動は決着したが、それは、運上請負人時代の運上額よりも九七両二分多く、上野原方面の二七か村を除く郡内の絹運上村々七八か村が納めることになり、いずれせよ代官所側の意図が実現し、領主側に有利に決着したことになる。